

「馬路村 魚梁瀬集落支援員」募集要項

魚梁瀬地区では、集落活動センターを立ち上げ、魚梁瀬地区の素晴らしい取組を継続し、魚梁瀬の魅力づくり・雇用の場づくりを目指しています。

この度、集落活動センターの立ち上げ・運営をはじめとして、集落等のコミュニティ機能の維持、活性化を図るとともに、地域住民の自発的な取組を支援するサポート役となる集落支援員を募集します。

1 募集人員 集落支援員（魚梁瀬地区担当） 若干名

2 業務内容

- ① 魚梁瀬地区の集落活動センターの立上げ及び立上げ後の運営に関すること。
- ② 魚梁瀬地区の集落の巡回及びその状況を把握すること。
- ③ 魚梁瀬地区の住民の意見の集約に関すること。
- ④ 魚梁瀬地区の活性化に関すること。
- ⑤ その他、村長が必要と認める業務及び活動に関すること。

3 応募資格

- (1) 年齢満 20 歳以上の方
- (2) 魚梁瀬地区での地域活動に意欲があり、村外在住者は馬路村に住民票を異動できる方
- (3) 地域住民と協力しながら、集落を元気にするために精力的に行動できる方
- (4) 健康で明るく誠実に職務を行える方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) パソコン（メールの送受信、ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方

4 勤務地

馬路村魚梁瀬地区

5 勤務日数及び勤務時間

勤務日数は週 5 日間（概ね月 20 日）、勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までを原則とします。夜間、土日祝日等の勤務は、週勤務時間内で調整します。

6 雇用形態・期間

- (1) 馬路村の非常勤職員として馬路村長が委嘱します。

- (2) 初年度の委嘱期間は委嘱日の属する年度末までです。次年度からも年度ごとに委嘱することができるものとします。
- (3) 集落支援員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 報酬

月額 166,000 円

※ 住居手当はありますが、賞与、退職手当等は支給しません。

8 待遇及び福利厚生:

- (1) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (2) 勤務時間中に必要な備品等は貸与します。
- (3) 業務に支障がなければ、兼業を認めます（事前の届出が必要）。

9 応募手続

- (1) 提出書類（提出された書類は返却しません）
 - ・履歴書（市販のもので可。写真添付）
 - ・レポート「魚梁瀬地区で自分が果たしたい役割について」（様式自由、A4用紙1枚程度）

- (2) 申込み・お問合せ先

〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地

馬路村役場地方創生課

電話 0887-44-2277

E-MAIL : sousei@vill.umaji.lg.jp

※ 魚梁瀬地区に在住の方は、馬路村役場魚梁瀬支所（大字魚梁瀬 10 番地 11）に提出していただいても構いません。

10 選考

- (1) 第1次選考
書類選考の上、応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
なお、第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。
- (3) 最終選考結果の報告
最終選考結果の報告は文書で第2次選考参加者全員に通知します。なお、

合格した場合には、健康診断書を提出していただくことになります（健康診断に係る費用は自己負担）。